

(別表)

刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例 基本方針との対照表

条文名	基本方針対照項目
前文	第1部1-2 「共存・協働のまちづくり」が必要になった背景 第1部2-1 「共存・協働のまちづくり」で何が・どう変わるのか？ 第1部2-2 「共存・協働のまちづくり」がめざす市民やまちの姿 第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢 第2部1-1 「共存・協働のまちづくり」を進めるうえでの大切な5つのキーワード
第1条（目的）	第1部2-1 「共存・協働のまちづくり」で何が・どう変わるのか？
第2条（定義）	第1部1-1 「共存・協働のまちづくり」とは 第1部3-1 「共存・協働のまちづくり」に取り組む主体
第3条（基本理念）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第4条（共存・協働のまちづくりを担う主体）	第1部3-1 「共存・協働のまちづくり」に取り組む主体
第5条（市民の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第6条（地域団体の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿
第7条（市民活動団体の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第8条（事業者の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第9条（教育機関等の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第10条（市の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢 第3部2-2 行政における組織体制

条文名	基本方針対照項目
第11条（施策）	<p>第2部1-2 「共存・協働のまちづくり」がはぐくまれる循環</p> <p>第2部2-1 【人材育成】多くの市民が参加し、交流し、育ちあう循環をつくる</p> <p>第2部2-2 【情報】生きた情報がめぐり、参加と知恵を生み出す仕組みをつくる</p> <p>第2部2-3 【場所】ひとが集い、活動やつながりが生まれる場をつくる</p> <p>第2部2-4 【財政支援】共感が広がり、解決する力を育てる財政支援をつくる</p> <p>第2部2-5 【行政サービスへの市民参画】市民の力と施策の連動を生み出す仕組みをつくる</p> <p>第2部2-6 【団体同士、異なる主体との交流・協力】まちづくりの可能性を広げていくためのつながりをつくる</p> <p>第3部1-2 市民への理解・参加の促進</p>
第12条（共存・協働のまちづくり推進委員会）	<p>第3部1-1 市民主体の組織体制</p> <p>第3部2-1 基本方針の検証・改善の仕組み</p> <p>第3部2-2 行政施策の推進</p>
第13条（委任）	